

## ＜声明＞

多くの若者の修学困難に目をつぶり、私立大学の選別と淘汰をすすめる「大学等における修学の支援に関する法律案」に反対し、真の「高等教育無償化」の実現に向けた大学政策への転換を求めます

2019年3月22日  
東京私大教連中央執行委員会

安倍内閣は2019年2月12日、「大学等における修学の支援に関する法律」案（以下「修学支援法案」）を閣議決定し、第198回通常国会に上程しました。同法案は、新聞等では「高等教育無償化法案」等と報道されていますが、日本政府が2012年9月に国際公約した、人権保障としての「無償教育の漸進的導入」とはまったく無縁な内容のものです。私たちは、以下の4点からこの法案に反対するとともに、政府が真の「高等教育無償化」の実現に向けて政策転換を図るよう求めるものです。

### 1 消費増税による税収増を財源としていること

法案は、「修学支援」のための財源は、政府が2019年10月からの実施を表明している消費増税によって確保する（附則第4条）としています。実質賃金が増加しないなか、逆進課税である消費税を引き上げることを条件に「修学支援」を実施することは、根本的に矛盾しています。高所得者優遇税制や法人税での突出した大企業優遇を変えることで、高等教育の授業料無償化に必要とされる約4兆円は十分にまかなえます。増税分を子育て支援や高等教育費の軽減に使うとし、これを消費増税の根拠とすることは、あまりにも卑怯な政治手法だといわざるを得ません。

### 2 支援対象となる学生に対し、極めて限定的な「個人要件」を課していること

#### （1）中位所得者層を支援対象から除外

法案は、学資支給（給付型奨学金）と授業料等減免の対象となる学生の要件（個人要件）を文部科学省令で定めるとしています。2018年12月28日に閣議決定された「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（以下「方針」）は、支援対象となる学生の世帯年収を380万円未満で線引きし、380万～600万円の低・中位所得者層は支援対象から除外しています。現在、世帯年収600万円以下の4年制大学進学率は、1000万円以上の世帯の7割に留まっています（2018年10月24日・財政制度等審議会配布資料）。中位所得者層の学生にも、高額な授業料負担をまかなうためにアルバイトに時間を取られ、あるいは卒業後の奨学金返済に不安を抱いている学生は大勢います。こうした若者たちを支援対象から除外し、従来と変わらない「受益者負担」を押し付けていることは大きな問題です。

東京私大教連の「私立大学新入生の家計負担調査」では、2017年度の私立大学新入生家庭

の22.3%が世帯年収600万円以下です。私立大学の初年度納付金の平均は133万3418円（2017年度文部科学省調査）ですから、600万円の世帯であっても年収の22.2%を授業料・入学金の支払いが占めることとなります。自宅外生の場合は、これに加えて家賃や生活費の負担が重くのしかかり、アルバイトに学生生活の大半を費やさなければならないこととなります。今回の修学支援法案は、こうした最も平均的な学生たちを支援する制度ではありません。「能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」という、国際人権規約A規約（社会権規約）の無償化条項が定める「高等教育無償化」の精神とはまったくかけ離れたものとなっています。

## （2）進学後の成績要件を満たさない場合は支援を打ち切り

私立大学生に対する授業料等減免は、授業料約70万円、入学金約26万円を上限額とし、給付型奨学金については自宅生約46万円、自宅外生約91万円とされています。これを、住民税非課税世帯の学生には全額、年収300万円未満の世帯の学生には3分の2、年収300万円～380万円の世帯の学生には3分の1の額を支援し、「支援額の段差をなだらかにする」としています（「方針」）。この基準によると、年収300万円～380万円の世帯の自宅外生に対する入学初年度の減免額は、最高でも約31万9000円（授業料約23万3000円＋入学金約8万6000円）です。また、生活費への支援となる給付型奨学金の支給最高額は約30万3000円で、月額にすると約2万5250円にすぎません。前述したように、私立大学の初年度納付金の平均額は133万3418円ですから、初年度納付金の残額101万4418円を自己負担するとともに、給付型奨学金の支給を受けたとしても、生活費の大半をアルバイト等でまかなわなければならない状態は変わりません。

しかし、法案は、大学進学後の成績についても学生たちに厳しい要件を課し、「修得単位数が標準の6割以下」「GPAが下位4分の1」「出席率が8割以下」等の場合には、大学が「警告」を行い、それを連続して受けた場合は支援を打ち切り、場合によっては支援した金額の返還を求めるとしています（「方針」）。上記したような学生たちの状況からも、勉学の意欲はあっても、生活のためのアルバイトに追われて成績が振るわない学生が多く出ることは容易に想像できます。入学時には「高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認」（「方針」）とする一方で、入学後は「GPAが下位4分の1」等の相対評価によって機械的に切り捨てることは、学生の学びと成長を励ます「修学支援」の本来的なあり方とは相容れません。あまりにも冷酷な制度であるというほかありません。

## 3 大学を選別し、私立大学の淘汰をすすめる「機関要件」を課していること

法案は、前述した「個人要件」とともに、支援対象となる学生が進学する大学を「文部科学省令で定める基準に適合する」大学に限定する機関要件を課し、これを文部科学大臣が「確認」するとしています（第7条第2項）。この機関要件について「方針」は、①「実務経験のある教員」による授業科目が標準単位数の1割以上配置されていること、②学校法人の理事に産業界等の外部人材を複数任命していること、③シラバスの作成、GPAなどの成績評価の

客観的指標の設定、厳格かつ適正な成績管理の実施・公表、④財務情報、定員充足状況や進学・就職の状況等の開示を例示し、政府の経済政策に合致した大学と学問分野だけを優遇・選別することで、私立大学の専門職大学化と産業界による大学支配を促進する意図を明確にしています。「修学支援」の名を借りた大学の自治への露骨な介入であるとともに、支援対象者が進学する大学・学部を選択する自由を狭めることにもなります。

「方針」はさらに、「教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう」にするためとし、①法人の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、②法人の経常収支差額が直近3ヶ年の決算でマイナス、③直近3ヶ年で連続して在籍学生数が収容定員の8割を割っている場合、のいずれにも該当する大学は支援対象としないとしています。こうした大学は、現在全国で約10校あるといわれています。

<定員割れ＝教育の質が確保されていない大学>という決め付けは、短絡的であるばかりか、大学で行われている教育の実態にも即していません。定員割れに苦しむ経営困難大学の多くは地方の中小規模大学であり、このような「修学支援」のあり方は、地方大学の淘汰を促進し、大都市圏と地方との教育格差をいっそう拡大させることとなります。安倍政権が掲げる「地方創生」とは相容れない政策です。

#### 4 学校法人の義務と権限を強調し、理事会による大学教育への介入を促していること

法案はまた、学校法人（設置者）の義務と権限をいたるところで規定しています。例えば、大学が「確認要件（機関要件）」を満たさなくなったとき等の届出義務（第9条）、支援対象学生の「学業成績が著しく不良となったとき等の授業料減免の取り消し権限（第12条）は、大学ではなく学校法人に属するものとして定められています。しかし、実務家教員の配置にかかわる教育課程の編成や学生の成績評価の決定権限は、学校法人（理事長、理事会）ではなく大学（学長、教授会）に属します。上記の届出義務や取り消し権限も、実質的には学校法人ではなく大学に属するはずです。

法案が、これらを学校法人の義務・権限としていることは、今国会に同時に上程された私立学校法改正法案が、第24条（学校法人の責務）を新設して「学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない」と定めていることと対応し、学校法人の大学への介入を強化するものとなりかねません。学校法人が大学に対し、確認大学（機関要件を満たしていることを文部科学大臣が確認した大学）であるための教育課程編成や教員配置、成績評価・管理等を要求し、大学教育への介入を公然と進めるようになる懸念があります。このことは、学校法人と大学を区別し、それぞれを別の法律（私立学校法、学校教育法）をもって規律するという私立大学制度の基本的な枠組みを取り払うことを意味します。学校法人を大学の上位機関と位置付け、私立大学における大学の自治を否定し、理事会による大学教育への介入を促進する危険性があります。

「修学支援法案」は、人権保障としての「高等教育無償化」とはまったく無縁な法案であ

り、政府の経済政策に合致した大学と学問分野だけを優遇することで私立大学の選別と淘汰を促進し、私大理事会による大学の自治の侵害を促進する内容のものです。外部理事や「実務経験のある教員」の任用を機関要件とすることは、高度な学術研究機関としての大学を後退させるとともに、学生にとっても本当に学びたい大学への進学を断念させることにもなります。「学術の中心」（教育基本法第7条）としての大学の本来的な役割を大きく損ない、私立大学の教育・研究を大きく劣化させる法案だといわざるを得ません。

国際公約である「高等教育の漸進的無償化」には、学費負担を軽減させるために、補助率が1割を切るまでに削減されてきた私大経常費補助を抜本的に増額し、国際的にみても異常に高い私立大学の授業料を大幅に引き下げることがどうしても必要です。授業料値下げに踏み込まない限り、学びたい誰もが学びたい大学に進学することができる社会の実現はあり得ません。私たちは、今回の「修学支援法案」に反対するとともに、真の「高等教育無償化」の実現に向けた政策を立案・実施することを強く求めます。

以上